

令和4年度
阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年8月

阿蘇市市民部ほけん課

1 趣旨

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施するもので、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期阿蘇市高齢者いきいきプラン」（市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画）策定の基礎資料となる重要なものです。

本業務委託の委託事業者の選定に当たっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に対する理解力、高度な分析力、技術力、創造力及び進捗管理能力を評価の指標とし、本業務委託に最も適した事業者を選定するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき委託事業者を公募型プロポーザル方式で選考します。

2 業務委託の概要

(1) 業務委託名

令和4年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

(2) 業務委託の仕様

別紙「令和4年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 業務委託金額（上限額）

2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は、契約予定額を示すものではなく、あくまで予算の規模を示すためのものです。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 九州内に事業所又は営業所を有していること。
- (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関する十分な実績及び能力を有し、本業務を確実、かつ円滑に遂行できる体制を有する者であること。具体的には、過去3年度以内に他の市町村において、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査又はこれに類似する業務を受託した実績を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 阿蘇市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力

- 団及び第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

4 提出書類・提出方法等

(1) 公募の開始

本プロポーザルの公募開始は、令和4年8月18日（木）とし、阿蘇市公式ホームページへ掲載します。

(2) 質問の受付と回答

本プロポーザルに質問がある者は、次により質問してください。

- ・提出書類 質問書（様式第7号）
- ・提出期限 令和4年8月25日（木）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール
- ・メールアドレス hoken@city.aso.lg.jp
- ・回答は、質問者に対して随時、電子メールで返信します。

(3) 参加申出書

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加してください。

- ・提出書類 参加申出書（様式第1号）
- ・提出部数 1部
- ・提出期限 令和4年9月1日（木）午後5時まで
- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- ・提出先 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
阿蘇市役所市民部ほけん課介護保険係

(4) 企画提案書の提出

参加を申し出た者は、次の提出書類を作成し、定められた部数を期限までに提出してください。なお、期限までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

- ・提出期限 令和4年9月15日（木）午後5時まで
- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- ・提出先 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
阿蘇市役所市民部ほけん課介護保険係
- ・提出書類及び提出部数

提出書類		提出部数
①表紙	企画提案書（様式第2号）	正本各1部 副本各5部
②会社概要書	会社概要書（様式第3号）	
③業務実績書	業務実績書（様式第4号）	
④業務実施体制調書	業務実施体制調書（様式第5号）	
⑤企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の作成には、必ず本業務の主任担当者となる者が携わること。 ・書式は問わないが、次の項目を含めたものを作成すること。 	

提出書類	提出部数
ア 業務の進め方、スケジュール等 ※作業手順、工程計画、進捗管理等について、記入してください。 イ アンケートの回収率を向上するための方法及び未回答等の不備を減らす方法 ウ アンケート結果を多角的に分かりやすく分析し、地域課題を明確にする方法 エ 国の動向や指針等を踏まえ、第9期計画で特に重視すべきと思われる視点 オ その他独自の視点、アピールポイント、自社の優位性等について	
⑥見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の内訳が分かる具体的な積算の内訳書を添付する。 ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。 ・見積書の宛先は、「阿蘇市長 佐藤義興」とする。 ・見積書正本には、会社名、会社印、代表者名、代表者印を記名押印する。

※作成上の注意

- ・用紙のサイズは、A4、カラー刷とします。
- ・文字の大きさは、原則として11ポイント以上とします。
- ・使用言語は日本語とし、日本語以外の言語を使用する場合は、同じページ内に注釈をつけてください。
- ・企画提案書は、両面印刷、10ページ程度とし、下段余白中央にページ番号を付けてください。
- ・1部ごとにA4ファイルに①から⑥の番号順に綴り、その最初のページには見出しをつけてください。
- ・パンフレット等は、ファイルとは別に添付してください。

5 企画提案に際しての留意事項

- (1) 一切の書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費は、参加者の負担とします。
- (2) 企画提案書は、1参加者につき1案とします。
- (3) 提出書類は返却しません。なお、書類の著作権は、提出した者に帰属しますが、本市は、これらを本プロポーザル及び契約に関する手続きの範囲内で使用できるものとします。ただし、選定されなかった者の書類は他に流用しません。
- (4) 提出書類は、その後に追加、差換え、変更及び取り消しは認めません。

- (5) 参加申出書及び企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ連絡のうえ、辞退届（様式第6号、書留郵便に限る。）を提出してください。
- (6) 次に該当する場合は、失格とします。
- ・提出書類が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
 - ・提出書類に虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
 - ・その他本要領に違反すると認められた場合
 - ・審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - ・見積書の金額が2の(4)で示した業務委託金額（上限額）を超えている場合

6 審査・選定

審査は、阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、企画提案書（プレゼンテーションを含む。）及びヒアリング（質疑応答）の内容を審査し、最も適していると認められる者を選定します。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ・令和4年9月26日（月）午後1時30分から阿蘇市役所2階会議室にて実施します。（順番等は、別途通知します。）
- ・1参加者当たり30分程度（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング5分程度、準備・片付け5分程度）とします。
- ・説明者は、2名までとします。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書のみとします。新たな資料の提示はできません。
- ・モニターを用いて説明したい場合、モニター、HDMIケーブル及び電源は、市が用意しますのでパソコンとデータを参加者で用意してください。
- ・欠席の場合は、辞退とみなします。

(2) 審査項目等

審査項目	審査の着眼点	添付資料	配点	
業務実績・業務実施体制	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか	③業務実績書	5点	計10点
	本業務を迅速かつ円滑に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか		5点	
企画提案	仕様書の内容を踏まえた具体的な提案内容であるか	⑤企画提案書	10点	計65点
	業務工程が具体的かつ現実的であるか		10点	
	アンケートの回収率を向上するための方法及び未回答等の不備を減らす方法が提案でき		15点	

審査項目	審査の着眼点	添付資料	配点	
	ているか			
	アンケート結果を多角的に分かりやすく分析し、地域課題を明確にできる提案となっているか		15点	
	国の動向や指針等を踏まえ、特に重視すべきと思われる視点について、論旨が明快となっているか		15点	
プレゼンテーション・ヒアリング	企画提案書、プレゼンテーションを通じて業務に対する知見・技術力・積極性はどうか		10点	計15点
	質問に対する応答が迅速かつ明確であるか		5点	
見積金額	企画提案から見て妥当な金額か	⑥見積書	10点	計10点
合計				100点

※それぞれの項目について、次の6段階評価により評価点を計算します。

段階	説明	計算式
A	非常に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2
F	提案なし・不可	配点×0.0

(3) 選定

ア 上記の審査基準に基づき各選定委員が採点を行い、各選定委員の評価点数の合計が最高得点の提案者を選定します。なお、評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定します。

イ 提案者が1者であっても審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を選定します。

ウ 提案者の評価点数（選定委員全員の評価点数の合計）が、満点の6割に満たない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度、選定委員会を開催します。

エ 選定委員は、副市長、市民部長、ほけん課長、健康増進課長の計4名とします。

オ 選定された事業者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は提出書類に虚偽の記載があったとき、その他協議が不調となったときは、その選定を取り消すとともに、次点者と協議のうえ、契約を締結するものとします。

カ 選定結果は、阿蘇市公式ホームページで公表します。

7 契約締結

- (1) 選定された最優秀提案者と協議のうえ、提案を踏まえた本業務委託における最終的な仕様を確定します。
- (2) 改めて見積書の提出を求めます。
- (3) 提案事項の全てが仕様書に反映されるものではありません。
- (4) 契約書は、阿蘇市財務規則（平成17年阿蘇市規則第46号）に基づき作成します。
- (5) 委託料は、業務完了後に一括して支払います。

8 問い合わせ先

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
阿蘇市役所市民部ほけん課介護保険係
電話番号 0967-22-3145（直通）
メールアドレス hoken@city.aso.lg.jp

9 別記様式

別紙「令和4年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託公募型プロポーザル様式集」のとおり

（再掲）

スケジュール

公募の開始	令和4年8月18日（木）
質問書の提出期限	令和4年8月25日（木）午後5時
参加申出書の提出期限	令和4年9月1日（木）午後5時
企画提案書の提出期限	令和4年9月15日（木）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年9月26日（月）午後1時30分～
審査結果の通知・公表	令和4年9月下旬（予定）
委託契約の締結	令和4年10月上旬（予定）